

資料 1-1

別冊

# みやぎ子ども・子育て幸福計画

(仮称)

(子ども・子育て支援事業支援計画)

第Ⅰ期

(中間案)

宮城県



四

## 計画の作成に関する基本的事項及び方向性

一

- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする  
教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 教育・保育の必要利用定員総数の算定に当たっての考え方 ······ 2  
(2) 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその  
実施時期 ······ 2

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該  
教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る考え方 ······ 2  
(2) 設定区域毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期 ······ 3  
(3) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その  
他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方 ··· 3  
(4) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等 ······ 4  
(5) 教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及び  
その推進方策 ······ 4  
(6) 地域の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連  
携の推進方策 ······ 4  
(7) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方  
策 ······ 4

4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・  
子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる  
措置

(1) 人材の確保及び質の向上のために講ずる研修等の具体的方策 ······ 5  
(2) 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人數及びその確保方策 ······ 5  
5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援施策の実施に  
関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連  
携

(1) 児童虐待防止対策の充実 ······ 6  
(2) 社会的養護体制の充実 ······ 8  
(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ······ 9  
(4) 障害児施策の充実等 ······ 10

## 6 教育・保育情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため  
に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し・・・・・・・・ 11  
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備・・・・・・・・・・・・ 11

### ii 幼児期の教育・保育基盤の確保・整備

#### 1 県全域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

#### 2 各区域

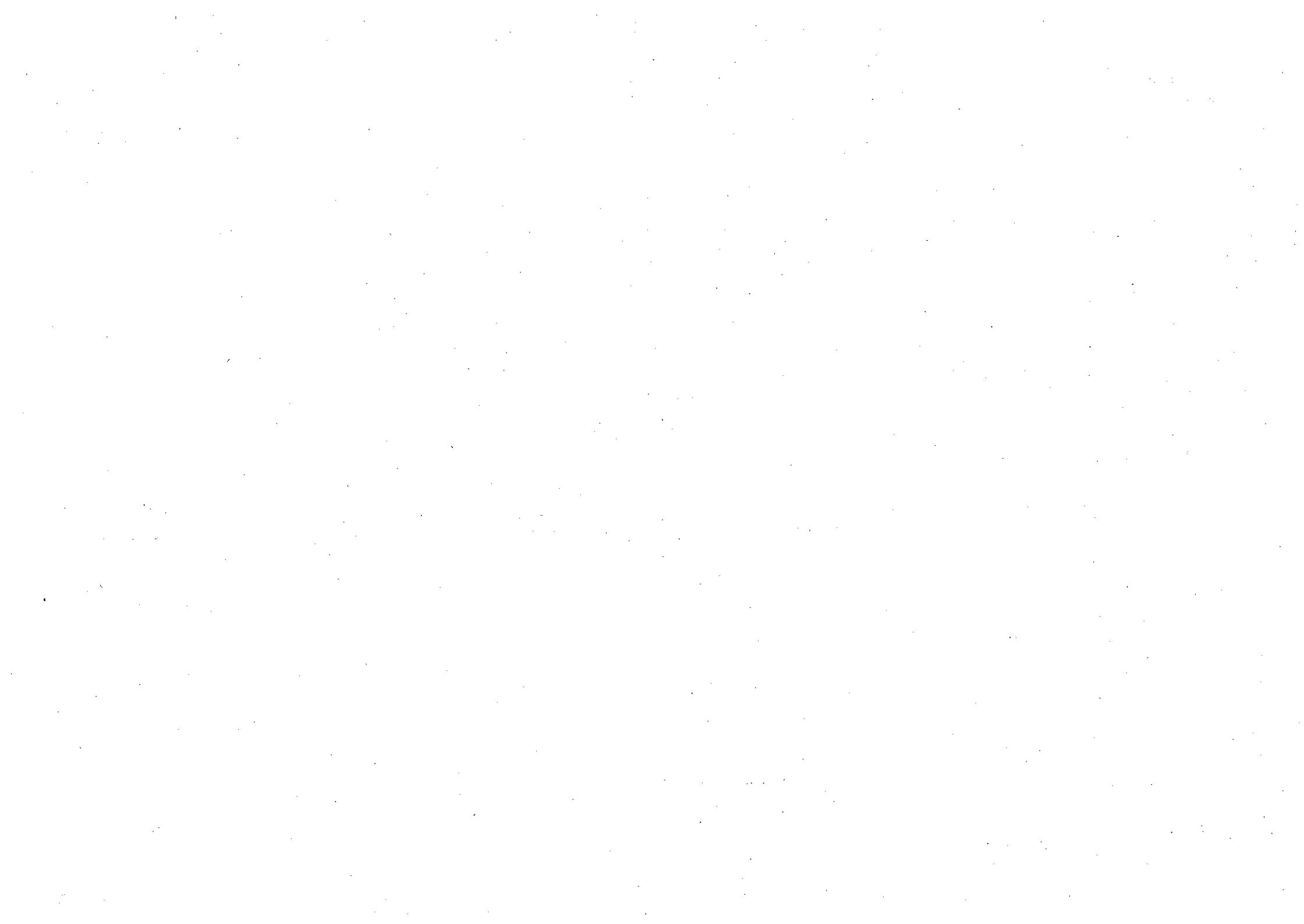
(1) 仙台区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(2) 石巻区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(3) 塩竈区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(4) 気仙沼区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(5) 白石区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(6) 名取区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(7) 角田区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(8) 多賀城区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(9) 岩沼区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(10) 登米区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(11) 栗原区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(12) 東松島区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(13) 大崎区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(14) 蔵王区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(15) 七ヶ宿区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(16) 大河原区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(17) 村田区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(18) 柴田区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(19) 川崎区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(20) 丸森区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(21) 亘理区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(22) 山元区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(23) 松島区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(24) 七ヶ浜区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(25) 利府区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(26) 大和区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(27) 大郷区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(28) 富谷区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	41

(29) 大衡区域	42
(30) 色麻区域	43
(31) 加美区域	44
(32) 涌谷区域	45
(33) 美里区域	46
(34) 文川区域	47
(35) 南三陸区域	48
【参考】地域子ども・子育て支援事業(県全域)	49



## **i 計画の作成に関する基本的事項及び 方向性**

- 1 区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一體的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保
- 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携
- 6 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整
- 7 教育・保育情報の公表
- 8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携



# Ⅰ 計画の作成に関する基本的事項及び方向性

## 1 区域の設定

### (1) 区域の設定の趣旨

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第62条に基づき策定する本計画では、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとす  
る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めることとなっています。

その際、隣接市町村間等における広域利用※1 等の実態を踏まえて定めるとともに、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整※2 の判断基準となることを踏まえて定めることとされています。

（※1）広域利用：居住している市町村ではなく、他の市町村に所在する幼稚園・保育所等を利用するこ  
とをいいます。

（※2）需給調整：教育・保育施設から認可・認定の申請があった際に、その区域の利用定員の総数が必要利用定員総数に達しているか、設置によってこれを超える場合に、認可・認定しないことをいいます。

### (2) 区域の内容

市町村が定める教育・保育提供区域等を総合的に勘案し、市町村毎を1区域としています。  
具体的な区域の設定については、以下のとおりです。

仙台区域（仙台市）	蔵王区域（蔵王町）	大郷区域（大郷町）
石巻区域（石巻市）	七ヶ宿区域（七ヶ宿町）	富谷区域（富谷町）
塩竈区域（塩竈市）	大河原区域（大河原町）	大衡区域（大衡村）
気仙沼区域（気仙沼市）	村田区域（村田町）	色麻区域（色麻町）
白石区域（白石市）	柴田区域（柴田町）	加美区域（加美町）
名取区域（名取市）	川崎区域（川崎町）	涌谷区域（涌谷町）
角田区域（角田市）	丸森区域（丸森町）	美里区域（美里町）
多賀城区域（多賀城市）	亘理区域（亘理町）	女川区域（女川町）
岩沼区域（岩沼市）	山元区域（山元町）	南三陸区域（南三陸町）
登米区域（登米市）	松島区域（松島町）	
栗原区域（栗原市）	七ヶ浜区域（七ヶ浜町）	計35区域
東松島区域（東松島市）	利府区域（利府町）	
大崎区域（大崎市）	大和区域（大和町）	

## 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 教育・保育の必要利用定員総数の算定に当たっての考え方

各市町村は、子ども・子育て支援事業計画に掲載する各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、住民に対して教育・保育施設の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施しています。その結果に基づいて算出した量の見込みを、必要に応じ、「子ども・子育て会議」での審議等を経て、地域の実情を踏まえて社会的流入入等を勘案の上、最終的な量の見込みとしています。

本計画の各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たっては、各市町村の計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとし、認定区分<sup>\*1</sup>ごとに定めています。  
(※1) 認定区分：子ども・子育て支援法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分をいう。

- 1号認定子ども：満3歳以上の保育の必要がない就学前子ども（学校教育のみ）  
【利用する施設：幼稚園、認定こども園】
- 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育の必要性あり）  
【利用する施設：保育所、認定こども園】
- 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）  
【利用する施設等：保育所、認定こども園、小規模保育等】

### (2) 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村では、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努めており、国が定める「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備・実施することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めています。

県全域及び区域ごとの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期については、「ii 幼児期の教育・保育基盤の確保・整備」に記載しています。

## 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に關する体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る考え方

幼保連携型認定こども園は、従来、幼稚園は学校教育法、保育所は児童福祉法それぞれに基づいた認可・指導監督となつてあり、幼稚園、保育所それぞれの財政措置を講じていました。これが幼保連携型認定こども園の普及を妨げる要因の一つとなっていましたが、就学前の

子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正（以下「改正認定こども園法」という。）により、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとなり、指導監督や財政支援についても一本化され、事務手続きの簡素化が図られました。  
県としては、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる認定こども園の周知・広報を図り、その普及に取り組んでいます。

#### 〔2〕 設定区域毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期

基本的に各施設、各市町村において、認定こども園に移行する予定及び移行する方向で検討している施設数の合計を目標としますが、計画期間内に設置が見込まれない区域もあります。

各区域で住民を対象に実施した利用意向調査では認定こども園の利用希望があり、今後の利用希望が見込まれることから、計画期間の最終年度までに「各区域に最低1箇所以上設置されること」を目標とします。

具体的な目標設置数については、以下のとおりです。

仙台区域	59箇所	蔵王区域	1箇所	大郷区域	1箇所
石巻区域	2箇所	七ヶ宿区域	1箇所	富谷区域	1箇所
塩竈区域	1箇所	大河原区域	2箇所	大衡区域	1箇所
気仙沼区域	4箇所	村田区域	1箇所	色麻区域	1箇所
白石区域	1箇所	柴田区域	1箇所	加美区域	4箇所
名取区域	1箇所	川崎区域	1箇所	涌谷区域	1箇所
角田区域	1箇所	丸森区域	1箇所	美里区域	2箇所
多賀城区域	2箇所	亘理区域	1箇所	女川区域	1箇所
岩沼区域	1箇所	山元区域	1箇所	南三陸区域	1箇所
登米区域	18箇所	松島区域	1箇所		
栗原区域	1箇所	七ヶ浜区域	2箇所		
東松島区域	1箇所	利府区域	2箇所		
大崎区域	3箇所			計	124箇所

#### 〔3〕 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方

県としては、幼稚園及び保育所の設置者からの、認定こども園に移行するための施設・設備等の基準や手続きに関する相談等に対応するとともに、国の補助金等を最大限活用しながら必要な財政措置を講じ、より多くの施設設置に向けて取り組んでいきます。

特に、老朽化した公立施設の改築等に際しては、認定こども園への移行、又は将来的な認定こども園への移行を踏まえた改築等を促進し、住民の利用希望に沿った教育・保育施設の利用が可能となるよう取り組んでいきます。

#### (4) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及を図るためには、幼稚園教諭及び保育士がお互いの仕事について理解を深め合うことが大切です。幼稚園教諭及び保育士を対象とした研修については、教育・保育の一體的な提供を踏まえ、見直しを図りながら実施していきます。

#### (5) 教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策

乳幼児期の発達は、連續性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。  
県としては、実施主体である市町村と連携し、国の補助制度を活用しながら、認定こども園の普及を図るなど、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組んでいきます。

#### (6) 地域の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進方策

質の高い教育・保育の提供のためには、事業者同士の密接な連携が必要であり、特に教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は地域の中核的な役割を担うことが求められます。

また、小規模保育事業などの地域型保育事業については、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用するため、満3歳以降も適切に教育・保育が利用できるよう、教育・保育施設との連携が不可欠です。

県としては、市町村の積極的な関与を促進し、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組んでいきます。

#### (7) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

学びと発達の連続性を確保するという視点に立った幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続を図るためにも、小学校を含めた教育現場、地域社会、行政等が連携を密にし、一体となつた取組を進めていく必要があります。

地域社会、教育現場、行政関係者で構成する連絡組織を通じて、幼児教育の課題や現況に対する認識を共有し、適切な対応と連携を図っていきます。

また、幼稚園、保育所、小学校がそれぞれの校種で重視すべき保育及び教育の内容を確認しながら、より実効性のある連携、交流を図っていく必要があることから、幼・保・小連携推進地区を指定して実践研究を進め、その普及に努めています。

#### 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行ふ者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

##### (1) 人材の確保及び質の向上のために講ずる研修等の具体的方策

女性の就業率の上昇や人口集中等による保育需要の増加に伴い、待機児童が発生しており、その解消のためには、保育所等の整備だけでなく、保育士の確保が大変重要となっています。待機児童の解消とともに質の高い教育・保育の提供が求められる中で、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、ニーズが多様化しており、子どもの健やかな成長のためには、成長の各段階で密接に関わる者の資質の向上が必要不可欠です。

人材の確保については、保育士の処遇の改善をはじめとする労働環境の整備を支援するとともに、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していないわゆる「潜在保育士」の再就職等を保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により支援していきます。

資質の向上については、段階に応じた研修を引き続き実施していくとともに、子どもが置かれている現状及びニーズを把握し、実情に応じて見直しを図りながら研修を実施し、質の高い教育・保育の提供を担う人材の養成に努めていきます。

特に、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るために、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している人材の確保が重要であり、改正認定こども園法に基づく要件緩和による資格取得により、特例期間である5年間での取得を促進していきます。また、小規模保育等での保育士を補助する役割として、育児経験等を活かせる新たな保育資格である子育て支援員（仮称）の取得を促進し、質の向上を図っていきます。

さらに、放課後児童クラブに従事する者に必要となる研修を、子ども総合センターを中心に関係機関と連携を図りながら計画的に実施していきます。

##### (2) 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人数及びその確保方策

###### イ 必要見込み人数 (単位：人)

<提供体制の確保のために必要となる人数>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育教諭	481	677	831	961	1,081
保育士※1	5,895	6,055	6,043	5,919	5,794
幼稚園教諭	2,038	1,988	1,926	1,873	1,803
保育士※2	526	653	733	752	763
保育従事者※3	33	47	49	56	60
家庭的保育者※4	127	141	135	135	133
家庭的保育補助者※5	114	128	122	123	121

※1：教育・保育施設における保育士

※2：小規模保育事業A型及びB型、事業所内保育事業における保育士

※3：小規模保育事業B型における保育従事者

※4：小規模保育事業C型、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

※5：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

<今後確保が必要となる人数>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育教諭	36	31	10	0	0
保育士	440	275	70	0	0
幼稚園教諭	0	0	0	0	0
保育士	188	127	80	19	11
保育従事者	10	14	2	7	4
家庭的保育者	42	14	0	0	0
家庭的保育補助者	29	14	0	0	0

□ 確保方策

保育需要の増加や幼保連携型認定こども園の設置及び移行の増加等による保育士等の不足に対応するため、様々な事業に取り組むことにより、必要見込み人数の確保に努めています。

<新たな保育士等の育成・就業支援>  
保育士養成施設に対する働きかけにより保育士を確保するとともに、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援し、保育教諭を確保していきます。

<潜在保育士の復帰支援>

保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していないいわゆる「潜在保育士」の再就職等を支援するとともに、保育士や保育所等の管理者に対する研修等により復帰を支援していきます。

<保育士等の就業継続>

保育士等の処遇改善や保育士や保育所等の管理者に対する研修により就業の継続を図っています。

<働く職場の環境改善>

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減するなど、働く職場の環境改善を図っていきます。

⑤ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援施策の実施に関する事項、  
その円滑な実施を図るために必要な中田村との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

イ 児童相談所の体制の強化

平成19年度の児童福祉法改正に伴い、児童相談所による立入調査権等の権限が強化されたことから、一義的な相談機能を担う市町村に対して、技術的な支援も含めた後方支援

をより一層強化していきます。

地域子ども虐待対策連絡協議会においては、市町村との連絡会議、情報交換、事例検討会を実施するとともに、子ども総合センター附属診療所等で関わっているケースについては、母子保健活動を通じて市町村との連携を図っているほか、各保健福祉事務所と協働で各市町村を対象とした事例検討会や研修を実施しています。今後もネットワークの活用を図りながら、情報連絡会などを実施し、引き続き市町村との連携を図っていくほか、児童相談所の専門的事例対応や市町村支援機能の充実を図っていきます。

## □ 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童相談所が受理した児童虐待相談件数は増加傾向にあり、依然として多くの児童虐待が発生しています。

児童相談所を児童虐待防止対策推進の核として、特にその予防対策に重点を置いて推進していくとともに、様々な理由により保護を要する子どもたちを支援していきます。また、要保護児童対策地域協議会の一層の活性化を図るとともに、各相談機関の周知広報に努めています。

市町村の体制については、市に家庭児童相談室が設置され、相談体制はある程度確保されていますが、町村職員に対して相談のノウハウを含めたより具体的な実践研修が必要です。

これまで職種による研修が主であり、その職種が専門性を高め、スーパーバイズ機能を果たすという効果は期待できる一方で、実際に虐待の発見・対応の最前線にいる保育士、幼稚園や学校の教諭間の虐待に対する共通理解が進まないことも課題となっています。地域における体制づくりとともに、ケースに基づいた研修などの実施により一層の活動の充実を図っていくとともに、職種別の基礎又は専門研修とは別に、地域での複数の関係職種による集団的な対応を可能にする実務的な研修実施も検討していきます。

### ハ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

出産後の母親は、身体的にも精神的にも不安定です。育児不安を抱えやすく、産後うつ病を発症することもあります。このことが乳幼児虐待の一因にもなっています。

児童虐待の発生予防の観点を含めた妊娠期からの継続した支援体制を充実させるため、広域的な立場から周産期医療機関とネットワーク構築を図っていきます。

## 二 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

県が設置する社会福祉審議会において、虐待による児童死亡事例などの検証作業を行い、有識者による審議を経て、事例の検証結果及び再発防止策のための提言を報告書にまとめています。

虐待による児童死亡事例などの再発防止のためには、報告書により提言された内容を、児童虐待の最前線にいる支援者のみなさま、県・市町村を含めた支援機関全てが共通理解を持ち実行していく必要があります。

市町村に設置された要保護児童対策地域協議会において、当該報告書に基づいた研修会などを実施することにより再発防止に努めています。

## (2) 社会的養護体制の充実

### イ 家庭的養護の推進

#### 《里親委託等の推進》

様々な理由により保護をする子どもに対応するため、施設としての児童養護施設や、制度としての里親制度があります。

子どもの健やかな成長には、家庭的な雰囲気の中での養育が大切であり、里親の下で養育されるのが望ましいですが、現実的には児童養護施設への依存割合が高い状況にあります。

保護をする子どもが、家庭的な雰囲気の中で養育されるよう、里親の下での養育を推進していくとともに、里親と児童養護施設の間を埋める対策として、ファミリーホーム事業を実施し、子どもたちのより家庭的な雰囲気の中での養育を目指していきます。

東日本大震災により親を失った子どもの養育世帯については、親族里親又は養育里親として認定し、経済的支援を行っていますが、今後も里親に対して経済的支援を継続していくとともに、児童相談所や各支援機関等が連携しながら、研修会や意見交換会などの開催やベテラン里親による支援など、細やかな対応に努めていきます。

#### 《施設の小規模化及び地域分散化の推進》

児童養護施設などには、虐待を受けた子どもの入所が増加していますが、他者との関係性を回復させるためのケアや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したため細やかなケアを提供していくことが重要とされています。

また、児童養護施設に入所している子どもの中には、実親の死亡・行方不明等により長期にわたり家庭帰属が見込めない子どもいるため、これらの子どもの社会的自立を促進するため、家庭的な環境の中で生活体験を積む必要があります。

そのため、小規模グレープケア事業や地域小規模児童養護施設の設置により、子どもをより家庭的な環境の中で養護していきます。

さらに、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設については、老朽化や定員に余裕のない施設があるため、今後、施設整備が必要であり、入所児童数の動向を踏まえ、施設整備の検討を行い、入所している子どもへの支援の充実を図っていきます。

#### 《専門的ケアの充実及び人材の確保・育成》

福祉の現場における多種多様なニーズに対応するため、児童相談所や保健福祉事務所の職員を外部機関で実施する研修に派遣しています。

今後も専門性が高い外部機関の専門研修などに職員を派遣し、職員の資質の向上を図っていきます。

## 《自立支援の充実》

様々な事情により、家庭で生活できない子どもが、就労等による社会的な自立までを支援する施設として自立援助ホームがあり、施設退所者の進路などの相談については、入所施設の担当職員のほか、児童相談所の担当者の対応が必要です。

自立援助ホームの今後の利用見込み等の動向を踏まえながら、県内への新設の必要性等を検討していくとともに、施設退所者などが気軽に相談できるような雰囲気づくりに努めています。

## 《家族支援及び地域支援の充実》

「児童家庭支援センターにおいて、地域の児童福祉に関する住民等からの様々な相談対応・助言等を行っているほか、母子生活支援施設においては、様々な事情で入所している母と子に対して、心身と生活を安定化するための相談援助を行い、自立を支援しています。

「児童家庭支援センターにおいては、併設する児童福祉施設職員の専門性をより有効に活用できるよう、市町村や児童相談所との連携強化を図ります。

近年、児童虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）による被害等の相談が増加していることから、これらの施設の地域での役割や関係機関との連携強化がより重要となっています。

母子生活支援施設においては、DV被害による入所者の割合が多くなっていることから、保健福祉事務所や女性相談センターなど関係機関との連携を密にし、入所者の生活支援に努めています。

## 《子どもの権利擁護の推進》

福祉施設内で、職員などによる措置児童に対する虐待が発生している現状を受けて、国が作成した「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、児童福祉施設における子どもの権利擁護強化の取組を進めていく必要があります。

「児童福祉施設に対し、施設内の虐待予防について周知徹底を図るとともに、被措置児童等への子どもの権利についての学習機会の確保を図っていきます。また、施設職員や関係機関職員に対し、子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する研修等の開催により、職員の資質向上を図るとともに、関係機関の連携強化を進めていきます。

なお、施設内で虐待が発生した際には、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき迅速に対応していきます。

## 〔3〕母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

経済的支援や就業・自立支援センターを拠点とした就業支援など、ひとり親家庭の自立を支援していきます。

また、法改正により母子家庭等への支援体制の充実や、父子家庭に対する経済的支援の拡充など、ひとり親家庭に対する支援施策が充実されたことに伴い、制度の普及啓発を図っていきます。

さらに、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、自立に必要な指導助言等を行う

ための支援員を引き続き配置していくとともに、多岐にわたる相談に対応していくため、支援員の資質向上を図っていきます。

#### (4) 障害児施策の充実等

障害のある子どもを持つ保護者は、他の子育て家庭以上に大きな不安を抱えています。障害児については、子どもとしての育ちを保障していくとともに、専門的な支援が必要とされています。また、専門医療機関での医療提供後の地域における生活支援や日頃のケアまでを含めた対応が求められています。

医師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職と連携しながら、心身の発達に問題を有する子どもを早期に把握し、発達支援を行うとともに、子どものQOL（生活の質）を高めるため支援に取り組んでいきます。

保育を必要とする障害児については、保育所における障害児保育で、小学生に対しては放課後児童健全育成事業で対応していますが、潜在的なニーズを含めて対応できるよう障害児の受入れを促進していきます。

学校教育法の一部改正により、就学基準による特別支援学校就学が原則ではなくなったため、多様な学びの場から最も教育効果の高い学びの場の選択に当たっては、関係機関と連携のもと、児童生徒や保護者等と相談しながら進めていくことが求められています。また、県教育委員会や市町村教育委員会は、小・中学校の特別支援学校や通級指導教室、特別支援学校等それぞれの保有する資源の十分な活用を図るとともに、教育委員会の体制整備や専門性の向上、関係機関との連携等を通じて、早期からの教育相談・支援の更なる充実を図ることが求められています。

学校、福祉施設、療育施設等の支援者が、発達障害の特性、療育のあり方について理解を深め、子どもの発達がより促進されるよう支援していくとともに、保護者への障害理解のための取組を行っていきます。

すべての障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、支援体制の整備や実践研究の実施、成果の普及に総合的に取り組んでいきます。

#### ⑥ 教育・保育情報の公表

県は、国の全国総合システム等が持つ教育・保育施設及び地域型保育事業所に関する情報を、ホームページ等を通じて公表し、子どもの保護者が教育・保育を利用又は利用しようとする際に、適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保します。

## ア 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

就労を希望する女性が増加する中で、子どもを育てながら働き続ける希望を持っていても、現実には多くの女性が出産を機に離職していたり、再就職を希望しても、労働条件の問題と保育サービス利用の問題から就職できない状況も少なくありません。

労働人口の減少の中で経済発展を進めるためにも、女性の就業が求められており、仕事と家庭の両立を支援するための各種支援制度の充実や、相談窓口などでの情報提供、働きやすい職場環境づくりの促進など、普及啓発を進めていく必要があります。

また、両親が育児休業を取得することにより原則として上限1年間の育児休業期間を1年2ヶ月まで延長できる「パパ・ママ育休プラス」や、労使協定で専業主婦（夫）の配偶者を対象外にできる除外規定の廃止など、男性の育児休業を促す制度が導入されていますが、男性の育児休業取得率は低い数値で推移しており、取得しやすい環境づくりを進める必要があります。

家庭や地域、職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する県民からの相談に対応するとともに、相談内容の多様化・複雑化により、相談員に幅広い知識が求められるため、研修等により資質の向上を図っていきます。

また、労働者の個人の生き方や人生の各段階に応じて多様な働き方の選択が可能な「仕事と生活の調和」の実現のため、各種支援制度の充実や、広報による普及啓発、制度情報の提供などにより、労働者及び事業主の意識改革に取り組んでいきます。

さらに、労働環境の整備、男女共同参画の推進、子育て支援などの様々な観点から、「仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し」に関する普及啓発を図っていきます。

### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

都市部を中心に、女性の就業率の上昇や人口集中等により保育需要は増加しており、待機児童が発生しています。また、年齢別には3歳未満の低年齢児が大半を占めています。

女性の社会進出や経済的理由など、子どもが生まれても働きたいと思う人が増えており、仕事と子育ての両立のためには待機児童の解消が喫緊の課題となっています。

保育所の運営費に対して引き続き支援するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行っていきます。また、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する支援等の情報提供などにより、施設整備または既存施設の認定こども園への移行を促進し、入所受入児童数の拡大を図っていきます。

さらに、待機児童は都市部が多く、面積の確保などに課題があるため、保育所の整備が難しく、また、3歳未満の低年齢児が多いことから、小規模保育事業や家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業での展開を促進し、入所受入児童数の拡大を図っていきます。

待機児童の解消のためには、施設の整備や事業の実施と同時に保育士の確保が必要です。保育士の確保については、処遇改善など労働環境の整備を支援するとともに、潜在保育士

の再就職等を支援する保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により、人材の確保に努めています。

就労機会の増加や就労形態の多様化等により、保育所や認定こども園における通常の利用時間以外に保育を行う延長保育や、幼稚園における教育標準時間の前後及び長期休業期間などでの一時預かり保育、病院・保育所等に付設された専用スペース等における病児への看護師等による保育など、多様なニーズに対応する必要があります。

また、放課後児童健全育成事業は、利用対象が小学校3年生以下から小学校6年生以下に拡大されましたか、待機児童や未実施地域、開設日・時間、質の向上が課題となっています。県は、市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」の取組の一つである地域子ども・子育て支援事業（※）の充実を図っていきます。

（※）利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊娠健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、実費微収にかかる補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## **ii 幼児期の教育・保育基盤の確保・整備**

- 1 県全域
- 2 各区域（全35区域）



ii 幼児期の教育・保育基盤の確保・整備  
(量の見込み及び確保の内容等)

1 崇全域

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聽取しながら最終的に決定する。

(単位：人)

[3～5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	24,149	23,918	23,823	23,456	22,957
② 確保方策	特定教育保育施設	8,047	8,204	8,465	8,457
③ 確認を受けない幼稚園		28,325	27,861	27,481	27,426
②-①		12,223	12,147	12,123	12,646
					12,950

[3～5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	学校教育の利用希望が強い	左記以外	学校教育の利用希望が強い	左記以外
①量の見込み	8,378	20,915	8,442	20,947	8,106
② 確保方策	特定教育保育施設	21,101	21,918	22,515	22,716
③認可外保育施設	・	1,181	971	666	616
(②+③) -①		△7,011	△6,500	△6,448	△6,191
					△5,840

\* 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		4,238	4,232	4,209	4,181
② 確保方策	特定教育保育施設	2,962	3,313	3,582	3,685
③ 認可外保育施設	特定地域型保育事業	629	788	880	917
(②+③) -①	△認可外保育施設	357	279	211	211
		△290	148	464	632
					673

[1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		14,700	14,858	14,860	14,901
② 確保方策	特定教育保育施設	11,792	12,501	12,926	13,069
③ 認可外保育施設	特定地域型保育事業	1,359	1,701	1,964	2,062
(②+③) -①	△認可外保育施設	1,044	790	474	474
		△505	134	504	704
					774

## 2 各区域

本数値は、各市町村で<sup>①</sup>の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聴取しづら最終的に決定する。

(単位：人)

### (1) 仙台区域

〔3～5歳：学校教育のみ〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
①	②	特定教育 保育施設	確認を受け ない幼稚園	13,086	12,976	13,055	12,872	12,540
		13,965	13,965	13,965	13,965	13,965	13,965	13,965
	②-①	3,115	3,252	3,192	3,393	3,727		

〔3～5歳：保育の必要性あり〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度					
①	②	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い 」の見込み	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い 」の見込み	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い 」の見込み	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い 」の見込み	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い 」の見込み					
①	②	2,899	9,254	2,907	9,421	2,958	9,732	2,950	9,850	2,908	9,850
②	③	特定教育 保育施設	特定地域型 保育事業	9,223	9,972	10,242	10,326	10,324	10,324		
③	④	認可外保育施設	認可外保育施設	544	350	65	65	65	65		
④	⑤	(②+③)-①	(②+③)-①	△2,386	△2,006	△2,383	△2,409	△2,369	△2,369		

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

〔0歳：保育の必要性あり〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	⑳
⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	⑳	⑳
⑰	⑱	⑲	⑳	⑳	⑳	⑳
⑱	⑲	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳
⑲	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳
⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳	⑳

〔1～2歳：保育の必要性あり〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑯
⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑯	⑯
⑬	⑭	⑮	⑯	⑯	⑯	⑯
⑭	⑮	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯
⑮	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯
⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯

### 〔認定こども園の普及を促進するための事項〕

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※	3～5歳：学校教育のみ	54
	3～5歳：保育の必要性あり	430

仙台市は、認定こども園の認可・認定の権限を有しており、仙台市子ども・子育て支援事業計画に定める数と同数としている。

幼稚園からの移行の場合は「3～5歳：保育の必要性あり」に加える数 保育所からの移行の場合には「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三～四～二～(二)～(2)～ウに定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聽取しながら最終的に決定する。

## (2) 石巻区域

〔3～5歳：学校教育のみ〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	870	882	864	845	810	
②確保方策	特定教育保育施設 確認を受けない幼稚園	485 1,960	485 1,960	515 1,960	515 1,960	515 1,960
②-①	1,575	1,563	1,611	1,630	1,665	

〔3～5歳：保育の必要性あり〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	642	1,481	650	1,500	637	1,470
②確保方策	特定教育保育施設	1,428	1,428	1,550	1,550	1,550
③認可外保育施設		90	90	90	90	90
(②+③)-①		△605	△632	△467	△421	△336

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

〔0歳：保育の必要性あり〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	120	118	116	114	112	
②確保方策	特定教育保育施設 特定地域型保育事業 認可外保育施設	96 21 19	96 34 19	118 34 19	118 34 19	118 34 19
(②+③)-①	16	31	55	57	59	

### 〔認定こども園の普及を促進するための事項〕

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※	0
---------------------------	---

幼稚園からの移行の場合は「3～5歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的取扱い」第三～四～二～(二)～(2)～(2)に定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行つてある場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聽取しながら最終的に決定する。

### (3) 塩竈区域

[3~5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	224	224	222	221	215
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	0	0	0	0
②-①	確認を受け ない幼稚園	1,145	1,145	1,145	1,145
	921	921	923	924	930

[3~5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	幼保期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外 の利用希 望が強い	幼保期の 学校教育 の利用希 望が強い	幼保期の 学校教育 の利用希 望が強い	幼保期の 学校教育 の利用希 望が強い
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	300	413	300	412
③認可外保育施設		420		420	
②+③)-①		25		25	
	△268		△267	△261	△258
					△240

※ 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		68	67	65	64
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	59	59	59	59
特定地域型 保育事業		0	0	0	0
③認可外保育施設		10	10	10	10
(②+③)-①		1	2	4	5
					6

[1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		286	278	270	264
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	236	236	236	236
特定地域型 保育事業		0	0	0	0
③認可外保育施設		50	50	50	50
(②+③)-①		0	8	16	22
					27

[認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用員総数に加える数※ 40

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三~四~2~(二)~(2)~ウに定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聽取しながら最終的に決定する。

#### (4) 気仙沼区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	287	285	279	277	275
② 確保方策	特定教育保育施設 確認を受けない幼稚園	330 580	330 580	330 580	330 580
②-①	623	625	631	633	635

#### [3~5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼児期の学校教育の利用希望が強い	377	382	374	380	365
①量の見込み	377 特定教育保育施設	382 特定教育保育施設	374 左記以外の利用希望が強い	380 左記以外の利用希望が強い	365 左記以外の利用希望が強い
② 確保方策	380	393	413	423	423
③認可外保育施設	210	190	170	120	120
(②+③)-①	△169	△171	△152	△188	△182

※ 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

#### [0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	45	54	64	73	82
② 確保方策	56	56	58	76	76
特定地域型保育事業	3	3	3	3	3
③認可外保育施設	3	3	3	3	3
(②+③)-①	17	8	0	9	0

#### [1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	258	256	252	248	245
② 確保方策	179	179	179	200	200
特定地域型保育事業	6	6	44	44	44
③認可外保育施設	45	45	7	7	7
(②+③)-①	△28	△26	△22	3	6

#### [認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数 0

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三~四~2~(二)~(2)~ウに定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確実方策の検討等を行っている場合があり、市

(5) 白石区域

③～⑤歳・子供扶助申請者		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
① 童の見込み	② 保健方策	特定教育 保育施設	368	365	360	356	352
		確認を受け ない幼稚園	240	0	0	0	0
②-①		52	15	20	24	28	

**(3~5歳：保育の必要性あり)**

〔0歳：保育の必要性あり〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
①量の見込み		60	59	58	58	57		
②確保方策		35	53	53	53	53		
③認可外保育施設		0	0	0	6	6		
(②+③) -①		15	3	3	0	0		
(②+③) -①		△10	△3	△2	1	2		

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園による提供体制を確保する。

〔〇歳：保育の必要性あり〕

〔1・2歳：保育の必要性あり〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	特定教育 保育施設	176	174	172	171	169
	特定地域型 保育事業	155	177	177	177	177
	認可外保育施設	0	0	0	2	2
(②+③) - ①		25	2	2	0	0
		4	5	7	8	10

〔認定こととも楽の普及を促進するための事項〕

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※

感：保育の必要性あり」に加える数。保育所からの移行の場合は「3～5歳・学校教育のみ」に加える数になります。

本数値は、各市町村で<sup>量</sup>の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

## (6) 名取区域

[3~5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,365	1,424	1,462	1,500	1,480
② 確 保 方 策	130	90	70	70	70
特定教育 保育施設 確認を受け ない幼稚園	1,489	1,489	1,489	1,678	1,678
②-①	254	155	97	248	268

[3~5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い					
①量の見込み	226	520	236	547	242
②確保 方策	特定教育 保育施設	433	433	433	506
③認可外保育施設		63	63	63	63
(②+③)-①		△250	△287	△305	△248
					△238

※ 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		127	128	128	129
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	80	80	80	80
特定地域型 保育事業		31	31	31	36
③認可外保育施設		13	13	13	13
(②+③)-①		△3	△4	△4	0

[1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	390	383	378	379	380
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	297	297	297	297
特定地域型 保育事業		64	64	67	67
③認可外保育施設		16	16	16	16
(②+③)-①		△13	△6	△1	0

[認定こども園の普及を促進するための事項]

60

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三～四～二～(二)～(二)～(一)に定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聴取しよりから最終的に決定する。

### (7) 角田区域

[3~5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	118	112	108	104	102
②確保方策	特定教育保育施設 確認を受けない幼稚園	170 260	170 260	170 260	170 260
②-①	312	318	322	326	328

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	206	206	194	197	186
②確保方策	特定教育保育施設 認可外保育施設	180 0	180 0	180 0	235 0
③認可外保育施設					
(②+③)-①	△232	△211	△196	△124	△124

※ 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	42	40	40	38	36
②確保方策	特定教育保育施設 特定地域型保育事業	36 3	36 3	36 8	36 8
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③)-①	△3	△1	4	6	8

[1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	121	123	121	119	116
②確保方策	特定教育保育施設 特定地域型保育事業	108 14	108 17	133 32	133 32
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③)-①	1	2	19	46	49

[認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数	0
--------------------------	---

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三～四～二～(二)～ウに定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び「確保方策の検討等を行つてある場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聽取しながら最終的に決定する。」

### (8) 多賀城区域

[3~5歳：学校教育のみ]	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	642	632	627	607	604
② 特定教育 保育施設 方策	70	67	307	307	307
③認可を受け ない幼稚園	1,175	1,175	820	820	820
②-①	603	610	500	520	523

[3~5歳：保育の必要性あり]	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	497	499	489	491	485
② 特定教育 保育施設	587	648	717	717	717
③認可外保育施設	22	22	22	22	22
(②+③)-①	△387	△310	△233	△203	△198

\* 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

### [0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	189	184	180	177	163
② 特定教育 保育施設	115	133	157	157	157
③ 特定地域型 保育事業	9	14	14	14	14
④認可外保育施設	11	11	11	11	11
(②+③)-①	△54	△26	2	5	19

### [1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	534	535	513	500	489
② 特定教育 保育施設	338	392	449	449	449
③ 特定地域型 保育事業	36	56	56	56	56
④認可外保育施設	27	27	27	27	27
(②+③)-①	△133	△60	19	32	43

### [認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※

0

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

\*「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三～四～二～(二)～(2)～ウに定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村板なども、子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

(9) 岩沼区擇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	524	509	493	479	461
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	0	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	922	928	933	938	941
②-①	398	419	440	459	480

3歳・保育の必要性

①量の見込み		270	429	262	432	253	435	244	439	238	441
②確保方策	特定教育保育施設			453		453		453		453	453
③認可外保育施設				32		32		32		32	
(②+③) -①				△214		△209		△203		△198	△194
※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。											
①量：保育の必要性あり】		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度					
②確保存方策	特定教育保育施設	87	86	85	84	83					
③認可外保育施設	特定地域型保育事業	73	73	73	79	79					
(②+③) -①		3	0	0	0	0					
		△6	△5	△4	3	4					

※ 3～5歳(保育の必要性あり)の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳(学校教育のみ)の幼稚園により提供体制を確保する。

## ①量の見込み

①量の見込み ②特定教育 保育施設 ③認可外保育施設	平成27年度 264	平成28年度 273	平成29年度 283	平成30年度 292	平成31年度 301
②特定地域型 保育事業 ③認可外保育施設	5	8	8	8	8
(②)+(③) - ①	△6	△5	△4	3	4
【1・2歳：保育の必要性あり】					
①量の見込み ②特定教育 保育施設 ③認可外保育施設	227	227	227	257	257
②特定地域型 保育事業 ③認可外保育施設	10	26	26	26	26
(②)+(③) - ①	34	18	18	18	18
(②)+(③) - ①	7	△2	△12	9	C

**[認定こども園の普及を促進するための事項]**

卷之三

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村子ども・子育て会議で意見を聽取しながら最終的に決定する。

(10) 登米区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	442	437	428	426	415
②確 保 方 策	特定教育 保育施設	290	285	276	274
確認を受け ない幼稚園	199	199	199	199	199
②-①	47	47	47	47	47

### 【3~5歳：保育の必要性あり】

〔0歳：保育の必要性あり〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み	②確 保 方 策	176	190	206	222	240	
		特定教育 保育施設	130	146	162	174	
③認可外保育施設	(②+③) - ①	35	25	25	25	25	
		△47	△47	△47	△47	△47	
※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。							
〔0歳：保育の必要性なし〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み	②確 保 方 策	176	190	206	222	240	
		特定地或型 保育事業	33	40	40	44	
(②+③) - ①	(②+③) - ①	13	4	4	4	4	
		0	0	0	0	0	

※ 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）

〔1・2歳：保育の必要性あり〕					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	688	715	742	771	800
② 確 保 方 策	549	558	585	599	628
特定地域型 保育事業	119	150	150	165	165
③認可外保育施設	20	7	7	7	7
(②+③) -①	0	0	0	0	0

### [認定こども園の普及を促進するための事項]

四

幼稚園からの移行の場合は「3～5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び助産子ども・子育て支援事業円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三～四～2～(二)～(2)～(4)に定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

### (1-1) 粟原区域

[3~5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	393	473	474	423	492
② 確 保 方 策	1,265	1,125	1,125	1,125	1,125
③認可受けない幼稚園	350	350	350	350	350
②-①	1,222	1,002	1,001	1,052	983

[3~5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	634	401	632	394	632
② 確 保 方 策	347	244	244	244	244
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
②+③)-①	△688	△782	△784	△752	△741

※ 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	188	194	193	187	194
② 確 保 方 策	149	177	177	177	177
特定地或型 保育事業	11	17	17	17	17
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
②+③)-①	△28	0	1	7	0

[1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	446	434	421	426	417
② 確 保 方 策	433	455	455	455	455
特定教育 保育施設	11	22	22	22	22
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
②+③)-①	△2	43	56	51	60

[認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数

20

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

\*「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三～四～二～(二)～(2)～ウに定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保力策の検討等を行っている場合があり、市町村子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

(12) 東松島区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	384	382	379	379	366
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	140	140	140	140
②-①	296	298	301	301	314

〔3~5歳：保育の必要性あり〕

+PNC-1-N2		-PNC-0-N2		-PNC-0-N1		-PNC-1-N1	
幼稚期の 学校教育 左記以外 の利用希 望が強い		幼稚期の 学校教育 左記以外 の利用希 望が強い		幼稚期の 学校教育 左記以外 の利用希 望が強い		幼稚期の 学校教育 左記以外 の利用希 望が強い	
①量の見込み	161	407	161	405	160	402	160
②確保 方策	特定教育 施設	344	370	409	409	409	409
③認可外保育施設		0	0	0	0	0	0
(②+③) - ①		Δ224	Δ196	Δ153	Δ153	Δ134	Δ134

次 3-3歳（保育の必要な年齢）未満に不足が生じている場合は、3-3歳（学級教育の年齢）の幼稚園により提供体制を確保する。

【10歳：保育の必要性あり】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
② 確 保 方 策	①量の見込み	32	32	31	30	28
	特定教育 保育施設	32	36	39	38	36
特定地域型 保育事業	3	3	3	3	3	3
③認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
(②+③) - ①	3	7	11	11	11	11

[1・2歳：保育の必要性あり] 甲戌3月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		196	194	193	191	187
	②確 保 方 策	特定教育 保育施設	198	219	240	243
③認可外保育施設	特定地域型 保育事業	16	16	16	16	16
(②+③) -①		18	41	63	66	72

**認定こども園の普及促進するための事項**

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※ 40

幼稚園からの移行の場合は「3～5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」と並びに「1～2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となります

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市

〔13〕 太醫司

3~5歳：学校教育のみ】					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,595	1,552	1,529	1,498	1,451
②確 保 方 策	特定教育 保育施設	794	772	761	745
	幼稚園 を受ける ない幼稚園	801	780	768	753
②-①	0	0	0	0	0

【3~5歳：保育の必要性あり】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	1,531	1,490	1,467	1,438
②確保 方策	特定教育 施設	0	0	0	0
③認可外保育施設					
(②+③) - ①	0	0	0	0	0

※ 3~5歳(保育の必要性あり)の確保方策に不足が生じている場合であるても、3~5歳(学校教育のみ)の幼稚園により提供体制を確保する。

○歳：保育の必要性あり

①量の見込み	平成21年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
② 確保方 案	特定教育 保育施設	102	227	357	415
③認可外保育施設	特定地域型 保育事業	60	79	79	79
(②+③) - ①	△371	△214	△72	0	0

平成27

①量の見込み		1,112	1,073	1,051	1,030	1,009
②確 保 方 策	特定教育 保育施設	1,112	1,073	1,051	1,030	1,009
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
③認可外保育施設		0	0	0	0	0
(②+③) -①		0	0	0	0	0

〔認定とともに審査を促進するに及ぼす事項〕

卷一

幼稚園からの移行の場合は「3～5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」と並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聽取しながら最終的に決定する。

#### (14) 蔽王区域

[3~5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	57	56	55	54	52
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	126	110	106	102
確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0
(2)-①	69	54	51	48	46

[3~5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	69	97	54	111	51
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	87	101	101	101
③認可外保育施設	10	10	10	10	10
(2)+(3))-①		△69	△54	△51	△48
					△46

※ 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	20	18	16	14	14
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	9	9	9	9
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(2)+(3))-①		△6	△4	△2	0

[1~2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	70	68	68	68	68
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	54	60	60	60
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(2)+(3))-①		△8	0	0	0

[認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※ 20

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1~2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三～四～二～(二)～(2)～ウに定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

### (15) 七ヶ宿区域

[3~5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	特定教育保育施設 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
(2)-(1)	0	0	0	0	0

[3~5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	幼児期の学校教育の利用希望が強い 左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い 左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い 左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い 左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い 左記以外
②確保方策	特定教育保育施設	24	23	22	21
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(2)+(3)-(1)	0	0	0	0	0

\* 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	特定教育保育施設 特定地域型保育事業 認可外保育施設	0	0	0	0
(2)+(3)-(1)	0	0	0	0	0

[1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	12	12	12	12	12
②確保方策	特定教育保育施設 特定地域型保育事業 認可外保育施設	12	12	12	12
(2)+(3)-(1)	0	0	0	0	0

[認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準に加える数※ 10

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

\*「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三~四~二~(二)~(2)へと定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聽取しながら最終的に決定する。

### (16) 大河原区域

[3~5歳：学校教育のみ]	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	209	201	203	203	200
② 確保方策	特定教育 保育施設 確認を受け ない幼稚園	0	21	21	21
②-①	269	246	253	252	244
	60	66	71	70	65

[3~5歳：保育の必要性あり]	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	296	73	284	74	288
② 確保方策	特定教育 保育施設	312	291	291	291
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③)-①	△60	△66	△71	△70	△65

※ 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

### [0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	60	59	57	56	54
② 確保方策	特定教育 保育施設	46	46	46	46
特定地域型 保育事業	3	12	12	12	12
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③)-①	△11	△1	1	2	4

### [1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	165	165	161	157	153
② 確保方策	特定教育 保育施設	142	142	142	142
特定地域型 保育事業	12	22	22	22	22
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③)-①	△11	△1	3	7	11

### [認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※ 0

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三～四～二～(二)～(2)～ウに定められた都道府県計画に定める数をいいます。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の後調査を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聴取し、ながら最終的に決定する。

### (17) 村田区域

[3~5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	97	96	93	93	89
② 確 保 方 策	特定教育 施設 300		300	300	300
②-①	0	0	0	0	0
(203)	203	204	207	207	211

[3~5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	99	71	99	70	96
② 確 保 方 策	特定教育 施設 60		60	60	60
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(2)+(3)-①	△110	△109	△104	△104	△97

\* 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	13	12	12	11	10
② 確 保 方 策	特定教育 施設 4	4	4	4	4
特定地域型 保育事業	0	0	0	4	3
③認可外保育施設	0	0	0	3	3
(2)+(3)-①	△9	△8	△8	0	0

[1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	36	34	32	31	30
② 確 保 方 策	特定教育 施設 26	26	26	26	26
特定地域型 保育事業	0	0	0	3	2
③認可外保育施設	0	0	0	2	2
(2)+(3)-①	△10	△8	△6	0	0

[認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※ 30

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

\*「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三～四～二～(二)～(2)～ウに定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

### (18) 柴田区域

〔3～5歳：学校教育のみ〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	374	364	362	350	342	
② 確保方策	特定教育保育施設 認認を受けない幼稚園	0 580	60 520	60 520	60 520	60 520
②-①	206	216	218	230	238	

### 〔3～5歳：保育の必要性あり〕

平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	140	406	136	395	135
② 確保方策	特定教育保育施設	307	307	307	307
③認可外保育施設		0	0	0	0
(②+③)-①		△239	△224	△220	△203
					△192

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

### 〔0歳：保育の必要性あり〕

平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	56	55	53	51	51
② 確保方策	特定教育保育施設 特定地域型保育事業 認可外保育施設	30 10 5	30 19 2	30 19 2	30 19 2
(②+③)-①		△11	△4	△2	0
					0

### 〔1・2歳：保育の必要性あり〕

平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	212	207	202	193	193
② 確保方策	特定教育保育施設 特定地域型保育事業 認可外保育施設	120 24 12	120 39 10	120 44 10	120 63 10
(②+③)-①		△56	△38	△28	0
					0

### 〔認定こども園の普及を促進するための事項〕

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※	40
---------------------------	----

幼稚園からの移行の場合は「3～5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となります。  
※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三～四～二～（二）～（二）～（一）に定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数直は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行つてゐる場合があり、市町村板子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

(19) 川崎区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	40	41	40	39	37
②確 保 方 策	40	41	40	39	37
特定教育 保育施設	0	0	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

卷之三

〔○歳：保育の必要性あり〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	特定教育 保育施設	18	18	16	15	14
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
②確認 方策	認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③) - ①	0	0	0	0	0	0

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の健保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

〔1・2歳：保育の必要性あり〕					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	62	59	56	53	50
②特定教育 保育施設	62	59	56	53	50
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③) -①	0	0	0	0	0

#### 【認定こども園の普及を促進するための事項】

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※

幼稚園からの移行の場合は「3～5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となります

本数値は、各市町村C量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村板子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

(20) 丸森区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	12	10	10	9	9
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	30	30	30	30
確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0
②-①	18	20	20	21	21

[3~5歳：保育の必要性あり]

※ 3~5歳(保育の必要性あり)の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳(学校教育のみ)の幼稚園により提供体制を確保する。

【1・2歳：保育の必要性あり】

〔1・2歳：保育の必要性あり〕					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	61	66	69	71	74
②確保方策	特定教育保育施設	72	72	72	72
③認可外保育施設	特定地域型保育事業	0	0	0	0
(②+③) -①	17	12	9	7	4

(認定こととも園の普及を促進するための事項)

・約定の基準となる要利用定員総数に加える数

幼稚園からの移行の場合は「3～5歳：保育の必要性あり」と「0歳：保育の必要性あり」並びに「1～2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となり

四庫全書

円滑な実施を確保するための基本的立場指針」第三～四～2～(二)～(2)～ウに定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

### (2-1) 候理区域

[3~5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	274	259	246	233	224
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設 確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0
②-①	105	99	95	89	87

[3~5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	525	498	472	446	432
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	310	310	350	350
③認可外保育施設	20	10	10	10	10
(②+③)-①	△195	△178	△112	△86	△72

\* 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	80	78	74	71	69
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	45	45	52	52
特定地域型 保育事業	2	8	12	12	12
③認可外保育施設	13	7	7	7	7
(②+③)-①	△20	△18	△3	0	2

[1~2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	246	238	229	219	211
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	155	178	178	178
特定地域型 保育事業	3	35	46	46	46
③認可外保育施設	32	18	18	18	18
(②+③)-①	△56	△30	△3	23	31

[認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※ 30

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：学校教育のみ」に加える数となります。

\*「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施を確保するための基本的な指針」第三~四~2~(二)~(2)~(2)に定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保力策の検討等を行っている場合があり、市町村子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

(22) 山元区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	53	52	49	46	40
② 確 保 方 兼	特定教育 保育施設	0	0	0	0
確認を受け ない幼稚園	221	227	232	237	241
②-①	168	175	183	191	201

### 【3~5歳：保育の必要性あり】

①量の見込み	②確保方策	③認可外保育施設	(②+③) - ①	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外の利用希望が強い	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外の利用希望が強い	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外の利用希望が強い	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外の利用希望が強い
39	特定教育方策	保育施設	△5	69	37	72	34	73	32	75	28
103					87		87		87		87
0				0	0	0	0	0	0	0	0
						△22	△20	△20	△20	△20	△13

の幼稚園により提供体制を確保する。

10歳：侏育の必要性

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	10	14	17	19	18
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	9	15	15	15
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
③認可外保育施設	4	4	4	4	4
(②+③) - ①	3	5	2	0	1

1・2歳：保育の必要性あり

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	47	47	48	50	49
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	48	48	48	48
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
③認可外保育施設	2	2	2	2	2
(②+③)-①	3	3	2	0	1

〔認定とモニタリングを促進するにむけた事項〕

感：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となり

内省本部実施委員会が実施するための基本的な指針」第三～四～二～(二)～(2)～つに定められた道筋を計画的に定める段をいつ。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市

(23) 松皇子域

3～6歳・子供教育のための		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	②確保方策	140	140	130	130	130
		特定教育保育施設	確認を受けない幼稚園	105	130	130
②-①		△35	△10	0	0	0

〔3～5歳：保育の必要性あり〕

		幼児期の 学校教育 の利用希 望力が強い	幼児期の 学校教育 の利用希 望力が弱い	幼児期の 学校教育 の利用希 望力が強い	幼児期の 学校教育 の利用希 望力が弱い	幼児期の 学校教育 の利用希 望力が強い	幼児期の 学校教育 の利用希 望力が弱い	
①墨の見込み	10	110	10	100	10	90	10	90
②確保 方策	特定教育 施設	110	110	100	100	100	100	100
③認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
(②+③) - ①	△10	0	0	0	0	0	0	0

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

〇歳：保育の必要性あり

①量の見込み	30	30	30	30	30
②確 保 方 策	特定教育 保育施設	30	30	30	30
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③) -①	0	0	0	0	0

平成27年

①量の見込み	70	70	70	70	70
②確 保 方 策	特定教育 保育施設	70	70	70	70
③認可外保育施設	特定地域型 保育事業	0	0	0	0
(②+③) -①	0	0	0	0	0

認可・認定の基準と在宅必要利用定員総数に加

認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※ 20

歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三～四～2～(二)～(2)へと定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保力等の検討等を行っている場合があり、市町村板子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

(24) 七ヶ浜区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	174	159	150	150	145
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	130	130	130	130
確認を受け ない幼稚園	50	55	55	55	55
②-①	6	26	35	35	40

3～5歳：保育の必要性あり						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
① 幼児期の 学校教育 の利用希望 が強い	67	54	67	54	67	54
② 確保 方策	特定教育 施設	121	121	121	121	121
③ 認可外保育施設		0	0	0	0	0
(②+③) - ①		0	0	0	0	0

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の健保事業に不足が生じている場合であっても、3～7歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

保育方策	特定地域型保育事業	○	○	○	○
③認可外保育施設		○	○	○	○
(②+③)-①		○	○	○	○

〔1・2歳：保育の必要性あり〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	84	84	84	84	84
②確保方策	特定教育保育施設 特定地域型保育事業 ③認可外保育施設	84 0 0	84 0 0	84 0 0	84 0 0
(②+③) - ①	0	0	0	0	0

【認定こども園の普及を促進するための事項】

本数値は、各巾町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村板子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

### (25) 利府区域

[3~5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	553	532	473	460	449
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	0	0	0	60
	確認を受け ない幼稚園	825	825	825	625
(2)-①	272	293	352	365	236

[3~5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	39	409	42	438	44
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	373	373	439	439
③認可外保育施設	21	21	21	21	21
(2)+(3) -①		△54	△86	△54	△93
					17

※ 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	83	89	96	103	110
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	56	56	74	74
特定地域型 保育事業	0	12	18	24	27
③認可外保育施設	11	11	11	11	11
(2)+(3) -①		△16	△10	7	6
					2

[1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	263	281	301	323	345
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	176	176	212	212
特定地域型 保育事業	0	24	54	84	100
③認可外保育施設	31	31	31	31	31
(2)+(3) -①		△56	△50	△4	16

[認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※ 0

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三~四~2~(二)~(2)~ウに定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数直は、各市町村で量の見込みの補正及び確保力等の検討等を行つてゐる場合があり、市町村板子ども・予算で会議で意見を聽取しながら最終的に決定する。

(26) 大和区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	182	187	199	199	206
② 確 保 方 業	特定教育 保育施設	0	0	0	0
確認を受けて ない幼稚園	571	576	601	601	618
②-①	389	389	402	402	412

〔3～5歳：保育の必要性あり〕

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

〔1・2歳：保育の必要性あり〕

①量の見込み		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
② 確保 方 策	③ 認可外保育施設	215	226	227	227	226
特定教育 保育施設	180	180	180	180	180	180
特定地域型 保育事業	0	0	13	13	12	
(②+③) - ①	△1	△12	0	0	0	

#### 【認定こども園の普及を促進するための事項】

◎印・認定の基準となる必要利用定期料金に加える額

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の

本数直訳、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

(27) 大綱区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	78	81	79	81	79
②確 保 方 策	特定教育 保育施設	78	81	79	81
確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

(3~5歳：保育の必要性あり)

①量の見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
② 確 保 方 案	特定教育 保育施設	18	17	16	15 14
③認可外保育施設	特定地域型 保育事業	0	0	0	0 0
(②+③) - ①	0	0	0	0	0

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

【0歳：保育の必要性あり】

①量の見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
② 確 保 方 案	特定教育 保育施設	18	17	16	15 14
③認可外保育施設	特定地域型 保育事業	0	0	0	0 0
(②+③) - ①	0	0	0	0	0

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

100

①・2歳：保育の必要性あり】		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
② 確 保 方 策	①量の見込み	54	53	50	52	44
	特定教育 保育施設	54	53	50	52	44
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
③ 認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
(②+③) -①	0	0	0	0	0	0

#### 【認定こども園の普及を促進するための事項】

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※

「3歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施を確保するための基本的な指針」第三へ四へ二へ（二）へ（2）へに定められた都道府県（県計画）に定める数をいう。

本数直す、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村坂子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

(28) 雷谷区域

①～③歳・子供扶養枠		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
② 確 保 方 策	③ 保 育 施 設	788	742	738	715	713
特定教育 保育施設	180	180	180	180	180	180
確認を受け ない幼稚園	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
②-①	907	953	957	980	982	

### 【3~5歳：保育の必要性あり】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	320	553	301	521	300
②確保方策	特定教育 保育施設	602	617	617	617
③認可外保育施設	18	42	42	42	42
(①+③) - ①	△253	△163	△159	△134	△133

①幼稚園により提供体制を確保する。  
②3歳児（保育の必要性あり）の准教員像に不足が生じている場合（例）：も、3歳児（子校教育のみ）

[〇歳：保育の必要性あり] 二

	平成21年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	106	104	102	100	99
② 確保方 案	特定教育 保育施設	78	95	95	95
③認可外保育施設	特定地域型 保育事業	5	11	11	11
(②+③) - ①	△15	10	12	14	15

乙歲仲夏

①量の見込み		384	385	379	373	364
②確 保 方 策	特定教育 保育施設	284	325	325	325	325
	特定地域型 保育事業	10	22	22	22	22
③認可外保育施設		42	42	42	42	42
(②+③) - ①		△48	4	10	16	25

〔認定ことも園の普及を促進するための事項〕

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数 % 10

幼稚園からの移行の場合は「3～5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村板子ども・子育て会議で意見を聴取したから最終的に決定する。

### (29) 大衡区域

[3~5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	18	18	19	19	18
② 確保方策	特定教育保育施設 確認を受けない幼稚園	90 0	90 0	90 0	90 0
②-①	72	72	71	71	72

[3~5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外
①量の見込み	16	127	18	134	18
② 確保方策	特定教育保育施設 認可外保育施設	71 0	80 0	81 0	82 0
③認可外保育施設	(②+③)-①	△72	△72	△71	△71

※ 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	25	25	24	25	24
② 確保方策	特定教育保育施設 特定地域型保育事業	25 0	25 0	24 0	25 0
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③)-①	0	0	0	0	0

[1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	62	61	61	60	60
② 確保方策	特定教育保育施設 特定地域型保育事業	62 0	61 0	61 0	60 0
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③)-①	0	0	0	0	0

[認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数

0

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三~四~二~(二)~(2)~ウに定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数直し、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村独自で「子育て会議」を実施しながら最終的に決定する。

### (30) 色麻区域

[3~5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	81	76	77	75	74
②特定教育 保育施設 方策	90	90	90	90	90
③認可受け ない幼稚園	30	30	30	30	30
④-①	39	44	43	45	46

[3~5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	66	20	63	20	61
②特定教育 保育施設 方策	90	90	90	90	90
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
④-①	4	7	7	9	9

※ 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	18	18	17	17	17
②特定教育 保育施設 方策	18	18	18	18	18
③特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
④認可外保育施設	0	0	0	0	0
⑤-①	0	0	1	1	1

[1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	46	45	44	45	42
②特定教育 保育施設 方策	72	72	72	72	72
③特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
④認可外保育施設	0	0	0	0	0
⑤-①	26	27	28	27	30

[認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※ 0

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」と並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三へ四へ二へ（二）～（二）へと定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数直は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村板子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

### (31) 加美区塊

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	310	243	214	211	200
②確保存育方策	特定教育保育施設	113	166	166	166
確認を受けない幼稚園	220	100	100	100	100
②-①	23	23	52	55	66

### [3~5歳：保育の必要性あり]

〔○歳：保育の必要性あり〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	②確保方策	56	53	51	49	47
		特定教育保育施設	42	42	42	42
③認可外保育施設	(②+③) - ①	0	0	0	0	0
		23	29	51	53	61
※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。						
④量の見込み	⑤確保方策	165	218	61	202	59
⑥量の見込み	⑦確保方策	256	314	314	314	314
(④+⑥) - ⑤	(②+③) - ①	23	29	51	53	61
(④+⑥) - ⑦	(②+③) - ①	△7	△4	△2	0	2

\* 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[1・2歳：保育の必要性あり]

	平成21年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	202	195	194	194	186
②確保方策	特定教育保育施設 特定地域型保育事業 ○記可外保育施設	161 12 0	185 12 0	185 12 0	185 12 0
(②+③) -①	△29	2	3	3	11

(認定こととも憲の普及を促進するための事項)

認定・認定の基準となる必要利用賃額に加える数

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

(32) 涌谷区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	61	66	68	70	61
②確保方策	特定教育保育施設	360	360	360	360
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
②-①	299	294	292	290	299

### 3~5歳：保育の必要性あり

①量の見込み		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い
②確保 方策	特定教育 保育施設	62	146	67	159	69	163
③認可外保育施設			150	150	150	170	170
(②+③) - ①		△58	△76	△82	△66	△59	

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

【○歳：保育の必要性あり】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	32	32	30	29	28
②確保 方策	特定教育 保育施設	24	27	30	30
③認可外保育施設	特定地域型 保育事業	0	0	0	0
(②+③) - ①	△8	△5	0	1	2

\* 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）

1・2歳：保育の必要性あり

①量の見込み	152	146	143	138	133
②確 保 方 策	特定教育 保育施設	102	114	126	138
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③) -①	△50	△32	△17	0	0

**認定ことも後の普及を促進するための事項**

40

幼稚園からの移行の場合は「3～5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村板子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

(33) 美里区域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	315	308	304	298	293
② 確 保 方 策	315	308	304	298	293
特定教育 保育施設	○	○	○	○	○
確認を受け ない幼稚園	○	○	○	○	○
②-①	0	0	0	0	0

三〇歲・侏儒の必要性

〔0歳：保育の必要性あり〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
② 確保 方 策	①量の見込み	- 28	28	28	27	27
	特定教育 保育施設	16	16	16	15	15
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
③認可外保育施設	15	15	15	15	15	15
(②+③) - ①	0	0	0	0	0	0
※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。						
幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い
①量の見込み	112	102	108	100	107	99
②確保 方策	特定教育 保育施設	199	193	191	187	183
(②+③) - ①	0	0	0	0	0	0

\* 3~5歳(保育の必要性あり)の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳(学校教育のみ)の幼稚園により提供体制を確保する。

○歳：保育の必要性あり					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	- 28	28	28	27	27
②確 保	特定教育 保育施設	16	16	16	15

〔1・2歳：保育の必要性あり〕		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①	量の見込み	133	131	129	127	125
②	特定教育 保育施設	98	98	96	94	92
③	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
④	認可外保育施設	45	45	45	45	45
(②+③) -①		10	12	12	12	12

【認定こども園の普及を促進するための事項】

四

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」と「0歳：保育の必要性あり」並びに「1~2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な運営を図るための事項(案)」第三回～つづいて、「(二)つづいて」で定めた報酬額(単価)にて定める額をいふ

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に決定する。

### (34) 文川区域

[3～5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	11	11	11	10	10
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設 認認を受け ない幼稚園	0	0	0	10
②-①	△11	△11	△11	△10	0

[3～5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	幼児期の 学校教育 左記以外 の利用希 望が強い	幼児期の 学校教育 左記以外 の利用希 望が強い	幼児期の 学校教育 左記以外 の利用希 望が強い	幼児期の 学校教育 左記以外 の利用希 望が強い	幼児期の 学校教育 左記以外 の利用希 望が強い
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	114	111	108	107
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③)-①	0	0	0	0	0

※ 3～5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	4	4	5	5	5
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	4	5	5	5
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③)-①	0	0	0	0	0

[1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	31	32	32	31	29
② 確 保 方 策	特定教育 保育施設	31	32	31	29
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
③認可外保育施設	0	0	0	0	0
(②+③)-①	0	0	0	0	0

[認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数※

0

幼稚園からの移行の場合は「3～5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」と並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3～5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的指針」第三～四～二～（二）～（2）～ウに定められた都道府県計画に定める数をいう。

本数値は、各市町村で量の見込みの補正及び確保方策の検討等を行っている場合があり、市町村版子ども・子育て会議で意見を聽取しづから最終的に決定する。

### (35) 南三陸区域

[3~5歳：学校教育のみ]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	24	23	23	24	23
②確保方策	0	0	23	24	23
確認を受けない幼稚園	39	38	0	0	0
(2)-(1)	15	15	0	0	0

[3~5歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い 左記以外	36	36	36	37	36
①量の見込み	37	160	160	164	164
②確保 方策	特定教育 保育施設	115	138	182	181
③認可外保育施設		34	34	34	34
(2)+(3) -①	△48	△24	15	15	15

※ 3~5歳（保育の必要性あり）の確保方策に不足が生じている場合であっても、3~5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

[0歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	16	16	14	14	14
②確 保 方 策	特定教育 保育施設	7	11	13	13
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
③認可外保育施設	5	5	5	5	5
(2)+(3) -①	△4	0	4	4	4

[1・2歳：保育の必要性あり]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	61	62	60	66	58
②確 保 方 策	特定教育 保育施設	34	52	56	56
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
③認可外保育施設	10	10	10	10	10
(2)+(3) -①	△17	0	6	0	8

[認定こども園の普及を促進するための事項]

認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加える数

0

幼稚園からの移行の場合は「3~5歳：保育の必要性あり」及び「0歳：保育の必要性あり」並びに「1・2歳：保育の必要性あり」に加える数、保育所からの移行の場合は「3~5歳：学校教育のみ」に加える数となります。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第三～四～二～(二)～(2)～ウに定められた都道府県計画に定める数をいう。

**[参考] 地域子育て支援事業（県全域）**

**[地域子育て支援拠点事業]**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（利用回数）	877,661	880,427	875,749	872,077	853,515
確保方策（実施箇所数）	298	306	310	312	312

(単位：人回、カ所)

**[放課後児童健全育成事業]**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	23,086	23,343	23,389	23,441	23,461
確保方策	21,694	22,578	23,688	24,282	24,563

(単位：人、カ所)

**[延長保育事業]**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	12,837	12,916	12,996	13,005	13,037

(単位：人)

**[一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））]**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み による利用	371,740	371,404	374,711	372,484	366,987
2号認定 による利用	725,926	724,961	702,748	677,492	653,949
一時預かり事業 (在園児対象型)	1,022,722	1,054,117	1,044,607	1,025,026	1,024,463

※「2号認定による利用」は、幼稚園が認定こども園に移行した場合には、その給付によって対応することも考えられる。

**[一時預かり事業（在園児対象型を除く、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】**

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	248,915	245,474	242,570	238,563	233,758
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	224,200	227,080	229,306	226,878	224,542
子育て援助活動支 援事業（病児・緊急対応 強化事業を除く）	15,955	20,754	22,078	23,305	24,524
子育て短期支援事 業（トワイライトステイ）	9	9	9	9	9

**[病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）】**

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	22,250	22,326	22,358	22,425	22,328	
確保方策	病児保育事業 子育て援助活動支 援事業（病児・緊急対応 強化事業）	14,107	15,423	15,508	16,602	18,173

【子育て援助活動支援事業（就学後）】

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	14,512	14,859	15,298	15,447	15,740
確保方策	子育て援助活動支援事業（就学後）	10,735	12,405	13,220	13,915

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、上記3つを足し合わせたもの。

【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	744	742	738	731	723
確保方策	754	752	748	741	733

（単位：か所）

【利用者支援事業】

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	38	44	47	51	52
確保方策	32	44	49	53	54

（単位：人回）

【妊娠に対する健康診査】

(単位：人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	228,113	222,513	217,779	213,263	208,674
確保方策	画面に記載	実施体制等に関する詳細については、各市町村子ども・子育て支援事業計			

（単位：人）

【乳児家庭全戸訪問事業】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	18,019	17,635	17,222	16,797	16,447
確保方策	実施体制等に関する詳細については、各市町村子ども・子育て支援事業計	画面に記載			

（単位：人）

【養育支援訪問事業】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,786	2,826	2,861	2,906	2,944
確保方策	実施体制等に関する詳細については、各市町村子ども・子育て支援事業計	画面に記載			